

(案)

磯島取水場粉末活性炭（ウエット炭）の売払いに関する契約書

大阪広域水道企業団（以下「甲」という。）と 〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、磯島取水場（以下「場内」という。）の粉末活性炭（ウエット炭）の売払いに関し、次のとおり契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義に従って、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（契約の保証）

第2条 乙は、この契約の締結と同時に、次の各号の一に掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保証証券を甲に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる甲が認めた有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は甲が確実と認める金融機関等の保証

(4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、売買金額の100分の5以上としなければならない。

3 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

（売払い数量）

第3条 売払い数量は、180トン（概算）とする。

（契約単価）

第4条 契約単価は、粉末活性炭（ウエット炭）1トンあたり 〇〇〇円（消費税及び地方消費税を除く。）とする。

（売買代金の支払い）

第5条 甲は、契約締結後速やかに第3条の売払い数量に第4条に規定する契約単価を乗じて得た金額に100分の108を乗じて得た金額を乙に請求するものとする。ただし、計算過程において生じた1円未満の端数は、その都度切り捨てるものとする。

2 乙は、前項の代金を甲の発行する納入通知書により、甲の指定する期間内に支払わなければならない。

3 乙は、前項の納入通知書を受領した後、その納入通知書の全部又は一部が不当であること

を発見したときは、その理由を明示して、その納入通知書を返付することができる。この場合において、乙が当該納入通知書を返付した日から甲の是正した納入通知書を受領した日までの期間は、前項の支払い期間に算入しないものとする。

（搬出期間）

第6条 乙は、第5条で規定する売買代金の支払い後、平成27年10月7日から平成27年10月16日までに粉末活性炭（ウエット炭）の搬出を完了しなければならない。

（搬出作業）

第7条 乙は、搬出作業にあたっては、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用する積み込み機械種、搬出用のダンプトラックの使用台数及び周辺環境の保全、通行の安全確保等の措置を記載した搬出計画書を作成し、甲の承認を受けること。
- (2) 現場責任者を選定し甲に通知するものとし、搬出作業をする場合は当該現場責任者を場内に常駐、配置すること。また、交通整理員を配置すること。
- (3) 搬出後は清掃等を行い、甲の確認を受けること。
- (4) その他別紙「村野浄水場共通仕様書」を遵守すること。

（担保責任）

第8条 甲は、現状有姿のまま粉末活性炭（ウエット炭）を乙に引渡すものとし、乙は、後日、隠れた瑕疵のあることを発見しても売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることはできない。

（売払い数量の確定）

第9条 粉末活性炭（ウエット炭）の売払い数量は概算であるため、乙は粉末活性炭（ウエット炭）の搬出後、計量証明書（受入証明書等）を提出し、甲にその重量を報告しなければならない。

- 2 甲は、前項の報告を受けたときは、売払い数量を確定のうえ、精算報告書を作成し乙に通知するものとする。

（売買代金の精算）

第10条 前条に規定する売払い数量の確定を行った結果、売買代金に過不足が生じた場合、甲は乙に対し売買代金の還付又は追加請求を行うものとする。

- 2 乙は、前項に規定する売買代金の還付を受けようとするときは、書面をもって甲に請求するものとする。
- 3 甲は、第1項に規定する追加請求を行う場合は、納入通知書を発行し、乙は甲の指定する期間内に同通知書に記載した金額を支払わなければならない。

（契約の解除）

第11条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

- 2 前項の規定により契約が解除された場合において、乙は、契約単価に一般競争入札説明書(入札

公告)に定める売払い数量を乗じて得た額の100分の5に相応する額を違約金として甲の指定する期限までに支払わなければならない。

- 3 前項の場合において、甲は、第2条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

(損害等の処理)

第12条 乙は積込、搬出、運搬等で発生した事故及び苦情並びに場内の施設等に与えた損害は、乙の責任において処理するものとする。

- 2 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(権利義務の譲渡の禁止)

第13条 乙はこの契約によって生じる権利義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

(疑義等の決定)

第14条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを決定するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 住 所 枚方市村野高見台7番2号
代 表 者 大阪広域水道企業団事業管理部村野浄水場
場 長 豊 島 謙 治

乙 住 所
氏 名
(代 表 者)